

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第20号 平成31年度開成町国民健康保険特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、予算書の121ページをお開きください。121ページでございます。

それでは、議案第20号 平成31年度開成町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度開成町の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億2千693万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5千万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成31年3月5日提出、開成町町、府川裕一。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税から7款諸収入まで。続いて次ページの歳出を御覧いただき、1款総務費から8款予備費まで合計金額16億2千693万6千円となります。それでは、125ページをお開き願います。125ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括として、本年度と前年度予算額を比較しております。なお最下段の国庫支出金と療養給付費等交付金は、款を廃止したものでございます。

歳入ですが、まず、1款国民健康保険税につきましては、国保の広域化が、今年度30年度よりスタートし、算定方式、県の標準的な算定方式である、3方式としております。おかげをもちまして3方式に変更後も、特に混乱なく移行することができました。改めて御礼申し上げます。税率につきましては、県が示す標準保険料率とも大きな乖離がなく、また、県の示す納付金も確保できると判断し、平成31年度は、平成30年度と同じ税率を適用し、計上をいたしております。

しかしながら、被保険者の減少は続いており、29年度末の被保険者3千404人に対して、31年度は一般、退職合わせ3千239人と4.8%の減を見込んでおります。その結果、予算額としては、前年度比1千888万3千件の3億2千849万9千円となりました。5.4%の減額となります。

次に、3款の県支出金でございますが、こちら保険給付費が全額県より給付されます。11億8千247万4千円と昨年比で1.1%の減となっております。

次に、5款の繰入金のうち、いわゆる法定外繰入金は見込んでおりません。しかし

ながら、県への納付金に小児医療費無償化等の地方単独事業に係る調整分を含むことから、その分の繰入金は、前年と同様に見込ませていただきました。金額は667万4千円でございます。

続いて、歳出になります。126ページを御覧ください。

2款の保険給付費では、被保険者が減少しているのに対し、医療給付費は大きく伸びてはいないものの高額の推移でございまして、状況でございます。

一般被保険者療養給付費は、前年比726万円あまり増額して計上致しておりますが、退職分の減額が大きいことから、トータルでは前年度比1.4%減の11億6千327万6千円でございます。

3款の国民健康保険事業費納付金は、県が示す最終金額を計上してございます。こちらは前年度より8.6%減であり、3億8千778万4千円でございます。

5款の保険事業費は、2年間県の委託事業として実施してきた神奈川方式の保健指導促進事業、こちらを国保の保険事業として継続実施することなどから、前年度比20%増の1千991万6千円となっております。これらの結果、前年度比では歳入歳出とも、4千654万2千円の減となりました。

それでは、資料の72ページ、73ページを御覧ください。72ページ、73ページでございます。まず、歳入で国民健康保険税の一般の被保険者国民健康保険税でございます。説明欄に記載のように、一般被保険者数は3千239人、世帯数は2千9世帯と想定し、現年度収納率95.5%といたしました。被保険者数は前年度より98人の減、世帯数は17世帯の減となります。前年度の当初予算額より6千18万7千円の減となります。

次に、後期高齢者支援金分でございます。こちらは前年度当初と比べまして、253万6千円の減となっております。

次に介護納付金分でございます。こちらは一般被保険者の40歳以上65歳未満を対象にしており、970人、839世帯と想定し、前年度当初より225万3千円の減といたしました。

続いて、一般の滞納繰越分でございます。それぞれ医療分と交付分、介護分について、実績を見ながら前年同額を見込んでございます。

続いて、真ん中の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、資料記載のとおりでございますので、省略させていただき、次のページを御覧ください。

督促手数料は省略し、県支出金でございます。保険給付費等交付金の普通交付分は、町が保険給付に要する費用が全額県から交付されます。

次の特別交付金は、市町村の個別事情に応じて交付される分で、保険者努力支援分、特別調整交付金分等からなります。詳細は記載のとおりでございます。

一つ飛んで繰入金でございます。まず、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分です。こちらは被保険者の保険税負担を軽減するために、軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国及び県から補填されるものを一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。

次の保険基盤安定繰入金、保険者支援分ですが、こちらも保険税の負担を軽減するために低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を特別会計に繰り入れております。

一つ飛んで、出産育児一時金等繰入金ですが、最初の出産育児一時金の3分の2に当る額を一般会計から繰り入れております。

一つ飛んで、その他一般会計繰入金ですが、先ほども御説明のとおり、原則法定外繰入金が見込みませんが、地方単独事業実施に係る、県への納付金の調整分を一般会計から繰り入れさせていただいております。

次のページをお開きください。繰越金は、平成30年度からの繰越金を見込み計上したものでございます。以下については、科目設定等になりますので、省略させていただき、78ページ、79ページ、歳出を御覧ください。

まず、総務費の一般管理費になります。こちらは職員給与費等でございます。

続いて、連合会負担金ですが、国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするために負担金を拠出しております。

一つ飛んで、国民健康保険運営協議会費です。国民健康保険の重要課題について、協議、検討を行うための委員報酬5回分を計上させていただいております。

続いて、保険給付費、まず、一般の被保険者療養給付費でございます。被保険者数は減少しておりますが、療養給付は増加すると思い込み、前年度より726万7千円の増といたしました。

次の退職分につきましては、対象者が減少しておりまして、1千639万2千円の減としてございます。

次の一般被保険者療養費です。一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の療養費の保険者負担分でございます。その下は退職分となります。

一つ飛んで、高額療養費でございます。一般の被保険者高額療養費ですが、一般被保険者の医療費自己負担部について、費用を支出いたします。

こちらは643万2千円の減とさせていただきました。

次の退職の高額分は、対象者の減から、昨年度より213万6千円の減でございます。

次の一般被保険者、高額介護合算療養費及び退職被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護の自己負担を合算した額が、限度額を超えた場合に、支給するものでございます。

輸送費につきましては、項目設定ですので省略をさせていただき、出産育児一時金です。被保険者が出産した世帯について、一人について、42万を限度として、18件分を見込んでございます。

次のページを御覧ください。葬祭費になります。被保険者がお亡くなりになった際に、葬祭費として、一人につき5万円を支給いたします。小田原市の市新斎場、供用開始前は現行の7万円としているところでございます。

次の国民健康保険事業費納付金支払事業費は、県が市町村からの納付金として徴収

し、特別会計として運営するものでございまして、県の提示額を計上してございます。

一つ飛んで、保健事業費です。特定健康診査等事業費は、特定健康診査および特定保健指導を実施するための集団健診の費用等になります。

次に、保険普及費でございます。医療費適正化事業として、被保険者に対して、年2回、医療費の費用額等の通知と人間ドック190人分の助成費用を計上しております。昨年170人分を計上しましたので、20人分の増となっております。また、先ほども御説明しましたが、保険事業指導費において、2年間、県委託事業として実施してきた神奈川方式につきましては、国保の保険事業として、継続実施をさせていただきたいと存じます。なお、財源としては、県の特別調整交付金を全額活用いたします。以下、項目設定等でございますので、省略をさせていただきますが、下から2行目、諸支出金の財政調整基金積立金は、30年度からの繰越金を見込んで積立を行うという予定としていうものでございます。

御説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第20号 平成31年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明を終了いたします。